

No.	2			
名称	座間東原ハイテクパーク地区 地区計画			
決定(変更)告示日	平成元年4月1日(当初) 平成8年5月10日(変更)・・・新用途地域に伴う変更			
告示番号	座間市告示第30号(当初) 座間市告示第54号(変更)			
位置	座間市東原五丁目			
面積	約9.0ha			
地区計画の目標	本地区は、国道246号線沿道にあり、計画的な工場跡地の利用を図るべく関係権利者及び座間市の間で「跡地利用に係わる協定書」を締結し、先端技術産業施設等の誘致が行われている。 本計画ではこの協定書に基づいて、次に掲げる土地利用の方針のもとに先端技術産業施設等集積ゾーンにふさわしい快適な環境と良好な景観を形成し、保全することを目標とする。			
土地利用の方針	先端技術産業施設等の立地を図るとともに、周辺環境への配慮と当該地区の開発イメージの増進のため、緑に囲まれた快適な施設環境の形成、保全を図る。			
地区施設の整備方針	地区内には道路及び公園(2・2・26東原さくら公園)が整備され、その機能、環境が損なわれないよう維持、保全を図るとともに、快適な道路空間の形成を図るために歩道状公開空地、植栽帯を適正に配置する。			
建築物等の整備方針	先端技術産業施設等集積ゾーンとして、良好な環境を形成、保全するため、建築物の用途制限、敷地面積の最低限度及び建築物等の意匠の制限及びかき又はさくの構造制限について必要な基準を設定する。			
緑化の方針	緑豊かなまちなみを形成するために公共空間の緑化を進めるとともに、敷地内においては、道路沿いに植栽帯を配置しながら緑化に努める。			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	名称	規模	備考
		歩道状公開空地	約1,620㎡	市道10号線沿道敷地内 幅員約6m、延長約270m
	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げるものは、建築してはならない。 1. 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 2. 物品販売業を営む店舗又は飲食店等 3. ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する政令で定める運動施設 4. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5. 騒音、振動等により環境の悪化をもたらすおそれのある工場 6. 倉庫及び倉庫業を営む倉庫。ただし、当該区域の先端技術産業施設に関連するもの及び附属するものは除く	
		建築物の敷地面積の最低限度	6,000㎡	
		建築物等の意匠の制限	建築物の屋根、外壁その他戸外から望視される部分及び独立して築増設置する屋外広告物は、美観、風致などを良好に保つため刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。	
かき又はさくの構造制限	地区施設及び公園を除いた道路に面する側のかき又はさくは、生垣又は高さ2m以下の塀で、かつ道路側に2m以上の植栽帯を設け植栽を施したものでなければならない。			

座間東原ハイテクパーク地区 地区計画区域図

